

寒川町みんなの協働事業提案制度



令和8年度に実施する協働事業を募集

8/29 (金)締切

募集に関する詳細は最後のページをご覧ください。

協働事業提案の流れ

STEP1 準備

相談期間

令和7年4月25日(金)～6月27日(金) **要予約**
※原則、この期間にご相談いただくことが要件となります。
町の課題解決について「やりたいこと」について、町民協働課にどんな協働ができるか予約し事前にご相談ください。

申請期間

令和7年7月1日(火)～8月29日(金) **申請**

- 次の書類を町民協働課へ提出
- ① 協働事業企画提案書
- ② 実施スケジュール
- ③ 収支予算書
- ④ 団体の会則等
- ⑤ 会員名簿
- ⑥ 会計書類

STEP2 採択

プレゼンテーション

令和7年10月～11月 **公開説明会**

- 提案事業の公開プレゼンテーションへの出席
- ※選考委員会で選考し、選考結果の通知をお送りします。

交付申請

令和8年3月～4月

- 補助金の交付申請書を町民協働課へ提出
- 令和8年4月、交付決定。

STEP3 開始

実施

令和8年4月～令和9年2月

- スケジュールに沿って、協働事業を実施
- 【ステップアップ支援の場合】
- ・上半期終了後（10月頃）に中間報告会の実施

報告・評価

令和9年3月～4月

- 実績報告書を令和9年3月に提出。4月実績報告会の実施
- 【提出資料】
- ①実績報告書 ②活動記録表 ③収支決算書
- ④領収書の写し ⑤事業写真 ⑥事業評価シート
- ・ホームページにて事業評価及び選考委員による意見書を公開

協働事業提案制度 ってなに？

町民の皆さまならではの発想を生かし、
皆さまと町がパートナーとなり、
役割を分担して行う地域の課題解決を行
う協働事業を団体と

協働ってなに？

町民と町が、対等な立場で協
力し、まちづくりをすること

町民とは…

寒川町在住、在勤または在学

スタート支援

協働の取組みを

軌道に乗せる支援

補助金上限額：5万円

ステップアップ支援

協働の取組みを

持続的に発展させる支援

補助金上限額：50万円

(令和7年度の補助金交付の実施は、町議会定例会で令和7年度予算案が可決されることが前提となります。)

これまでの採択事例



共生スポーツの推進

(令和6年度実施事業)

誰もが参加できるフェンシングをはじめとする、
パラスポーツの体験会等を開催しました。

シェアスポーツ湘南

町ホームページにて、過去の採択事業を全て紹介しています。

どんな団体が対象？

- 活動拠点が町内にある団体
 - 5人以上の構成員を有し、構成員の半数以上が町民である団体
 - 過去に実施した団体の構成員が含まれていない団体
 - 過去に本制度による事業を実施していない団体
 - 運営に関する会則等があり、適正な会計処理を行っている団体
 - 寒川町暴力団排除条例第2条第1号から第3号及び第5号に該当するもの
又はそれらのものと密接な関係を有する団体でないもの
 - 政治活動・宗教活動・営利目的でない／公序良俗に反しない団体
- 【ステップアップ支援のみ】
- 寒川町町民ボランティア団体等登録制度の登録団体（即日登録可）

どんな事業が対象？

- 町内で実施される公益的なもので、地域の身近な課題解決を目指す事業
- 具体的な効果、成果等が期待できる事業
- 町民と町の役割分担が明確・妥当で、協働による相乗効果が期待できる事業
- 予算の見積りや実施計画等が適正な事業
- 他の補助金等の対象でない事業
- 政治活動・宗教活動・営利目的でない／公序良俗に反しない事業
- その他協働事業とすることが適切な事業

どんな経費が補助金対象？

採択された協働事業の実施に直接要する経費

【対象外】

- 提案団体の会員に対する賃金、報酬、謝礼、記念品等または食糧費(事業実施に必要と認められる飲料代は除く。)
- 直接事業に必要な備品購入費
- その他町長が事業に直接必要ないと認める経費